

上越市障害者用介護者運転自動車改造等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の外出を容易にし、社会参加の促進を図るため、障害者の介護者が自動車の改造等を行う場合に必要な費用の一部について、予算の範囲内で交付する助成金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている人で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級の級別の障害があり、かつ、継続して車いす等を使用しなければ移動が困難であると認められるものをいう。

2 この要綱において「自動車の改造」とは、自動車に障害者の安全な乗降及び固定に必要な装備を設ける改造で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合するものをいう。

3 この要綱において「改造自動車」とは、障害者の安全な乗降及び固定に必要な装備を設けている自動車で、保安基準に適合しているものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する人とする。

- (1) 市内に居住する障害者と同居している介護者又はその人に準ずる人として市長が認める人であること。
- (2) 障害者の外出のため自動車の改造又は改造自動車の購入（以下「自動車の改造等」という。）を行うこと。
- (3) 申請日から起算して過去5年間に、この要綱による助成金の交付を受けていないこと。
- (4) 助成金の申請の月の属する年の前年の身体障害者本人又はその配偶者若しくは身体障害者本人の生計を維持する民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者の所得税に係る課税所得金額（各種所得控除後の所得金額をいう。）が、当該月に適用する特別障害者手当に係る所得制限の限度額を超えていないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、自動車の改造等に要する費用（以下「改造費用」という。）のうち60万円を限度とした額に、別表世帯区分の欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表補助率の

欄に定める補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする人は、障害者用介護者運転自動車改造等助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 自動車の改造等の見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定したときは、障害者用介護者運転自動車改造等助成金交付^{決定}通知書（第2号様式）により^{却下}通知するものとする。

（交付条件）

第7条 規則第4条の規定により付する条件は、自動車の改造により自動車に設けた障害者の安全な乗降及び固定に必要な装備又は購入した改造自動車を補助金の交付の目的に沿って使用するとともに、その適正な管理運用を図ることとする。

（変更等の承認）

第8条 規則第6条第1項の承認を受けようとする人は、障害者用介護者運転自動車改造等^{変更}助成事業中止承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。^{廃止}

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、変更、中止又は廃止の可否を決定したときは、障害者用介護者運転自動車改造等助成事業^{変更 承認}中止^{廃止}通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、障害者用介護者運転自動車改造等助成事業実績報告書（第5号様式）によるものとする。

2 規則第8条第2項に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約書及び領収書の写し
- (2) 自動車検査済証の写し
- (3) 改造箇所の写真

（助成金の交付）

第10条 助成金は、規則第9条の規定により助成金の額を確定した後に全額を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、規則第10条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに障害者用介護者運転自動車改造等助成金交付決定取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(財産の処分の制限に係る規定の適用除外)

第12条 規則第12条ただし書の規定により、同条本文の規定は、適用しないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金について適用し、同日前に申請のあった助成金については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市障害者用介護者運転自動車改造等助成金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市障害者用介護者運転自動車改造等助成金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

きる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市障害者用介護者運転自動車改造等助成金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市障害者用介護者運転自動車改造等助成金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

別表（第4条関係）

世帯区分	補助率
生活保護世帯	10分の10
所得税非課税世帯	3分の2
その他の世帯	2分の1

第1号様式（第5条関係）

障害者用介護者運転自動車改造等助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所

氏 名

㊟

障害者との続柄

電話番号

次のとおり障害者用介護者運転自動車改造等助成金の交付を申請します。

障害者の氏名				生年月日	年 月 日
住 所				個人番号	
				電話番号	
障害者の 状 況	身体状況	<input type="checkbox"/> 車椅子がなければ移動が困難な状態 <input type="checkbox"/> 寝台（ストレッチャー）でなければ移動が困難な状態 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	身体障害者手帳	障害等級 種 級（障害名 ）			
	サービスの利用状況	<input type="checkbox"/> デイサービス <input type="checkbox"/> 入浴サービス <input type="checkbox"/> 介護手当受給			
改造等の内容		<input type="checkbox"/> 現に所有する自動車を改造 <input type="checkbox"/> 改造自動車を購入			
自動車の種類		<input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 普通自動車 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
申請額		円			
申請の理由（具体的に記入してください。）					
家 族 の 状 況	主介護者	氏 名	障害者との続柄	生年月日	備 考
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

*主介護者欄には、主として介護をしている方に○を付けてください。

障害者用介護者運転自動車改造等助成金の交付の決定の審査のため、 課の職員が障害者の状況を確認することを承諾します。

氏名

印

※ 本市が保有する情報で確認できない場合は、障害者の状況が分かる書類を添付してください。

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 自動車の改造により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (2) (1)に反する場合は、この申請を却下され、助成金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた助成金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

第2号様式（第6条関係）

障害者用介護者運転自動車改造等助成金交付 ^{決定} 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった障害者用介護者運転自動車改造等助成金の
と お り 決 定
交付について、次の 理由により申請を却下 したので通知します。

決 定	助 成 金 額	円
	助 成 対 象 額	円
	助 成 率	
	条 件	
却 下	理 由	

第3号様式（第8条関係）

変更
障害者用介護者運転自動車改造等助成事業中止承認申請書
廃止

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所

氏 名

㊟

障害者との続柄

電話番号

年 月 日付で通知のあった障害者用介護者運転自動車改造等助成金に

係る事業を次のとおり 変更
中止したいので、承認を申請します。
廃止

<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 中 止 の 理 由 <input type="checkbox"/> 廃 止	
<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 中 止 の 内 容 <input type="checkbox"/> 廃 止	

備考 詳しい資料等がある場合は、添付すること。

第5号様式（第9条関係）

障害者用介護者運転自動車改造等助成事業実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所

氏 名

㊟

障害者との続柄

電話番号

次のとおり障害者用介護者運転自動車改造等助成金に係る事業が完了したので、報告します。

改造の内容	
改造完了日 又は 購入年月日	年 月 日

第6号様式（第11条関係）

障害者用介護者運転自動車改造等助成金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで通知をした障害者用介護者運転自動車改造等助成金の交付について、次のとおり決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	